

# 岐阜県太陽光発電設備等設置費事業者補助金

## 実施の手引き

(令和6年度事業用)

令和6年4月5日

岐阜県 環境生活部 脱炭素社会推進課

## 1. 補助対象事業者

**県内の自らが事業を営む建物を有する事務所又は事業所に太陽光発電設備等を設置する者**で、以下の全ての要件を満たす必要があります。

《主な条件》

- (1) 固定買取価格制度(FIT制度又はFIP制度)の認定を取得しないこと。
- (2) 自己託送を行わないこと。  
※発電した電力を、電力会社の送電網を使って別の事務所へ送って使うこと
- (3) 補助対象設備について、国や地方自治体から他の補助金等の交付を受けないこと
- (4) 発電した電力の50%以上を事業活動により自家消費すること
- (5) 法令やガイドライン等を遵守すること
- (6) 県税の滞納がないこと
- (7) 設備設置によって得られる環境価値(温室効果ガス削減による価値)を、需要家に帰属させること  
※ 原則として、自ら消費する電力に相当する環境価値が設置者のものとなり、売電分に相当する環境価値は設置者のものとはできません。
- (8) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと
- (9) 申請者自らが土地・建物を所有する事業所に補助対象設備を設置すること。ただし、次の場合も条件を満たすものとします。
  - ① 申請者が『**個人事業主**』の場合  
⇒ **配偶者又は1親等内の血族**が所有する土地・建物に設置する場合
  - ② 申請者が『**法人**』の場合  
⇒ **役員、子会社等、親会社等**が所有する土地・建物を設置する場合※①又は②に該当する場合は、土地・建物の所有者の「太陽光発電設備等の設置に関する同意書」の提出が必要になります。状況によって同意する内容が異なりますので、事前に県担当者までご相談ください。
- (10) 県からの補助金交付決定後に事業に着手し、令和7年2月28日(金)までに事業を完了させ、県に完了実績報告書を提出できること。  
※一般的に、事業の着手日は工事の契約をした日、事業の完了日は、補助対象設備の引き渡しを受け、工事代金の全額の支払いが済んだ日を指します。

## 2. 補助対象設備 ・ 補助金額

補助対象設備	補助要件
(1)太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 商用化され、導入実績があるものであること</li> <li>② 中古設備、リース設備でないこと</li> <li>③ 建物の屋根等に設置するものであること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内のカーポートに設置するものも対象とします</li> <li>・ 野立ての設備は対象としません</li> </ul> </li> <li>④ FIT制度又はFIP制度を利用しないこと</li> <li>⑤ <u>発電した電力の50%を事業活動により自家消費</u>すること</li> </ul>
<p>(2)蓄電池</p> <p>※蓄電池単独での補助は行っておりません。</p> <p>※(1)太陽光発電設備の付帯設備として設置する場合に補助対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 商用化され、導入実績があるものであること</li> <li>② 中古設備、リース設備でないこと</li> <li>③ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること</li> <li>④ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと</li> <li>⑤ 定置用であること</li> <li>⑥ (1)で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること</li> </ul> <p><b>産業用蓄電池の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)が19万円/kWh以下であること</li> <li>・ 4,800Ah・セル以上であり、補助対象設備を設置する住所の属する地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること</li> </ul> <p><b>家庭用蓄電池の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)が15.5万円/kWh以下であること</li> <li>・ 4,800Ah・セル未満であり、国(一般社団法人環境共創イニシアチブ)が実施する令和4年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていること</li> </ul>

### 3. 補助金額

補助対象設備	補助金額
(1)太陽光発電設備	<p>太陽光発電設備のみを設置する場合：最大150万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5万円/kW(補助の対象は30kWまで)</li> </ul> <p>(2)の蓄電池を同時に設置する場合：最大300万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5万円/kW(補助の対象は60kWまで)</li> </ul> <p>≪計算方法≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光パネルとパワコンの低い方の出力を用いて計算します(出力は小数点以下を切捨て処理してください)。</li> <li>1kWあたりの太陽光発電設備の価格(工事費込み・税抜き)が5万円未満の場合は1kWあたりその額(1円未満切捨て)とします。</li> </ul>
	(2)蓄電池
<p>-----</p> <p>&lt;例:産業用蓄電池の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実支出額800万円(工事費込み・税抜き)、蓄電池容量50kWh(1kW当たり16万円)の場合 ⇒ 16万円×1/3 = 5.333...万円 ⇒ 5.333...万円×20kWh = 106万円の補助(千円未満切捨て)</li> </ul> <p>&lt;例:家庭用蓄電池の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実支出額150万円(工事費込み・税抜き)、蓄電池容量10kWh(1kWh当たり15万円)の場合 ⇒ 15万円×1/3 = 5万円(千円未満切捨て) ⇒ 5万円×20kWh = 100万円の補助(千円未満切捨て)</li> </ul>	

#### 4. 申請方法について

- 工事の契約をする前に、岐阜県から補助金の交付決定を受ける必要があります。
- 補助金の交付決定は、申請書を受理後、3週間程度かかるため、余裕をもって申請書を提出してください(申請内容に不備がある場合には、さらに時間を要することがあります)。
  - ※ただし、令和6年4月1日(月)以降に事業に着手された方で、早期に着手しなければならないやむを得ない事情があると認められるものについては、交付決定日以前に着手したのも対象とできる場合があります。交付決定前の事業着手を希望される場合は、事前に県担当者にご相談ください。

#### 提出先・問合せ先

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁脱炭素社会推進課  
058-272-1111(内線 2942)

※郵送又は持参に限ります。

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法での送付を推奨します。

#### 受付期間

令和6年4月5日(金)から令和6年12月27日(金)【必着】まで

※予算の上限に達した場合は期限前であっても受付を終了します

#### ≪提出書類について≫

	提出書類	備考
①	申請書(第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は県ホームページからダウンロードしてください。 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html</a></li> </ul>
②	<b>法人の場合</b> 登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得から3か月以内のもの</li> </ul>
	<b>個人事業主の場合</b> 住民票及び確定申告書(写)	<p>【住民票について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得から3か月以内のもの</li> <li>・マイナンバー「なし」の住民票を取得してください(マイナンバーの記載があるものは受理しません)</li> <li>・戸籍、世帯主名・続柄、住民票コードの記載も原則不要です。</li> </ul> <p>※親族等が所有する土地・建物に導入する場合で、申請者と土地・建物所有者の関係性を説明する資料として住民票を利用する場合は、必要に応じて続柄の記載があるものを提出してください。</p> <p>【確定申告書(写)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近1年分の確定申告書の写し</li> </ul> <p>※申請書等に記載する事業者名の欄には、原則として確定申告書に記載した屋号を記入してください。</p>

③	設置する土地・建物の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得から3か月以内のもの</li> <li>※土地の登記事項証明書については、補助対象設備を設置する建物の登記事項証明書の「所在」欄に記載されている全ての番地分について提出してください。</li> <li>・建築予定の建物に設置する場合は、建築契約書の(写)を提出し、登記事項証明書は、登記完了後速やかに提出してください。</li> </ul>
④	設置する土地の公図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写しの提出で可</li> </ul>
⑤	設置する場所の見取り図(1/1500程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地図サイト等の住宅地図を提出してください。</li> </ul>
⑥	補助対象設備の設置場所を示した図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネル、パソコン、蓄電池の設置場所が分かる図面を提出してください。</li> </ul>
⑦	県税の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税証明書(全ての税目について未納の徴収金がないことの証明(完納証明))を県税事務所で取得してください。</li> </ul>
⑧	補助対象設備の仕様書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カタログ等、設備の概要が分かる書類を提出してください。</li> <li>【家庭用蓄電池の場合】</li> <li>・(一社)環境共創イニシアチブの補助事業の対象であることが分かる書類(ウェブページを印刷したもの等)を提出してください。</li> </ul>
⑨	見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備と蓄電池の両方について申請する場合は、<b>総事業費に対する太陽光発電設備、蓄電池それぞれの内訳書</b>を提出してください。</li> <li>【注】 契約先(設置業者)を決定するにあたっては、入札や複数者(原則3者以上)から見積もりを徴収するなど競争性を確保してください。ただし、入札や複数者から見積もりを徴収することが不適当(困難)な理由がある場合はこの限りではありません。</li> </ul>
⑩	写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事務所又は事業所の外観」と「設置(予定)場所」が写っている写真を提出してください。</li> </ul>
⑪	誓約書(申請者用)及び(工事施工者用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別添誓約書の内容を確認のうえ提出してください。</li> <li>・工事施工者用の誓約書については、工事に携わる全ての業者分(元請け業者、下請け業者等)を提出してください。</li> </ul>
⑫	発電・消費電力計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙「発電・消費電力計画書」に加え、発電量の根拠資料として発電シミュレーションの結果を提出してください。</li> </ul>
⑬	口座振込依頼書兼債権者登録(変更)票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県に口座登録を行われていない方は登録票を提出してください。</li> <li>・登録口座等を変更される方も同様に提出をお願いします。</li> <li>・様式は県ホームページからダウンロードしてください。 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/226.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/226.html</a></li> <li>・既に口座登録されており、登録情報に変更がない方は通帳のコピー等、振込口座の情報が分かる資料を添付してください。</li> </ul>
⑭	申請書チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての項目にチェックのうえ、提出してください。</li> <li>・様式は県ホームページからダウンロードしてください。 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html</a></li> </ul>

※必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

## 5. 交付決定について

- 申請書の受付順に内容を審査し、予算額の範囲内で交付決定をします。
- 交付決定日以後に補助事業に係る契約を締結してください。
- 交付決定日以後に、補助事業の内容を変更する必要がある場合は、速やかに県担当者までご相談ください。

## 6. 実績報告について

### 提出期限

**事業の完了の日から15日後又は令和7年2月28日(金)のいずれかの早い方の日【必着】**

※一般的に、補助事業者が太陽光発電設備等の引き渡しを受け、工事代金全額の支払いが済んだ時点をもって事業の完了となります。

### 提出先・問合せ先

「4. 申請方法について」と同じ

### ≪提出書類について≫

	提出書類	備考
①	完了実績報告書(第5号様式)	・様式は県ホームページからダウンロードしてください。 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html</a>
②	契約書の写し	・申請時等に提出した場合は省略することができます(提出後に変更がない場合に限る)
③	領収書等の写し	・補助対象設備以外の代金と同時に支払いをした場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください。
④	電力の接続契約書及び売(買)電契約書等	・全量自家消費する場合は不要です。
⑤	設備を設置したことが分かる写真(施工中、施工後)	・補助対象設備の全体を写した写真に加え、パワコン、蓄電池については、型番が分かる部分を接写したものを提出してください。
⑥	産業用蓄電池を導入する場合 蓄電池設備設置(変更)届の写し	・消防署の受理印があるもの等、消防署に届出したことが分かるものの写しを提出してください。
⑦	10kW以上の設備を設置する場合 太陽光発電設備の解体・撤去費用の積立計画	・廃棄等費用積立ガイドラインを参考に解体・撤去に必要な経費の積立計画を作成してください。
⑧	10kW以上の設備を設置する場合 太陽光発電設備の火災保険証書等の写し	・補助対象設備が保険の適用となっていることが分かる保険証書等を提出してください。
⑨	申請書チェックリスト	・全ての項目にチェックのうえ、提出してください。 ・様式は県ホームページからダウンロードしてください。 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html</a>

⑩	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">工事完了後から工事代金の支払いが15日以上経過する場合</div> 事業遂行状況報告書(第4号様式)	・様式は県ホームページからダウンロードしてください。 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html</a> ・工事完了日から15日以内に工事が完了したことが分かる資料(工事完了報告書、引渡書、検査書など)も併せて提出してください。
---	--	--

※必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

## 7. 補助金の支払いについて

- 事業完了後の精算払いとします。
- 実績報告書の審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに交付請求書を提出してください。

## 8. 自家消費割合の報告について

- 本補助金の要件である「発電した電力の50%以上を事業活動により自家消費すること」を確認するため、補助対象設備を設置した翌年度の4月1日から3月31日までの発電量に対する自家消費割合を報告していただきます。

### 提出期限

事業の完了の日の属する年度の翌々年度の7月31日【必着】

### 提出先・問合せ先

「4. 申請方法について」と同じ

### 《提出書類について》

	提出書類	備考
①	自家消費割合報告書(第5号様式)	・様式は県ホームページからダウンロードしてください。 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html</a>
②	発電量・自家消費量が分かる書類	・モニターから出力した発電データや電気料金の明細等



## 9. 財産処分について

- 法定耐用年数が経過するまでの間は、導入した設備を補助の目的に沿って設備を使用できるように適切に管理してください。
- やむを得ず、法定耐用年数経過前に設備の処分や譲渡、貸付等を行う場合は、原則として知事の許可が必要となりますので、必ず、事前に県へ相談してください。
- 一般的な太陽光発電設備の法定耐用年数は17年、蓄電池は6年です。

## 10. その他

- 補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿、発電した電力の自家消費割合が分かる書類(発電量、自家消費量が分かる資料)等は補助対象年度の属する翌年度以降10年間保存してください。
- 法定耐用年数が10年を超える設備に関する書類は法定耐用年数が経過するまで保管してください。
- 提出された書類は返還しません。
- 提出された交付申請書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年条例第56号)に基づく情報公開請求の対象となります。
- 国及び県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。